

参考資料

参考資料1 JR行田駅前広場周辺再整備基本計画 策定経緯

	H25		H26										H27	
	9月	1月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月		
検討委員会						10/2 第1回	11/18 第2回	12/19 第3回		2/17 第4回	3/17 第5回			
府内検討委員会	9/13 第1回	1/30 第2回			9/25 第3回			12/16 第4回	1/14 第5回	2/10 第6回	3/13 第7回		JR行田駅前広場周辺再整備基本計画	
ワークショップ						10/7 第1回	11/14 第3回			2/27 報告会				
その他			7/16 実態調査 7/16~9/14 各種アンケート調査 7/29・8/11 事業所ヒアリング ※対象地区周辺に立地する3事業者					12/11 鉄道事業者ヒアリング		2/20~3/11 パブリックコメント 2/9 金融機関ヒアリング 2/25 警察事前打合せ				

参考資料 2 JR行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会について

◆ 委員名簿

	区分	所属	氏名
委員長	学識経験を有する者	ものつくり大学 教授	田尻 要
副委員長		元行田市都市計画マスターPLAN策定委員会委員長	酒井 建二
委員	各種団体から推薦された者	行田商工会議所	小川 雅以
		行田青年会議所	櫛引 浩士
		壱里山町自治会	柳澤 守
	関係行政機関の職員	行田県土整備事務所	酒井 敦司
		利根地域振興センター	清水 直人
	公募の市民	—	伊東 絵里子 富岡 誠

◆ 開催概要

開催日等	内 容
平成 26 年 10 月 2 日	第 1 回 JR 行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会 ・計画策定について(目的・体制、対象地区の現況)
平成 26 年 11 月 18 日	第 2 回 JR 行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会 ・対象地区の変遷について ・地域の課題について
平成 26 年 12 月 19 日	第 3 回 JR 行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会 ・ワークショップの報告 ・まちづくり方針について ・駅前広場周辺再整備計画について
平成 27 年 2 月 17 日	第 4 回 JR 行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会 ・JR 行田駅前広場周辺再整備基本計画(素案)について
平成 27 年 3 月 17 日	第 5 回 JR 行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会 ・JR 行田駅前広場周辺再整備基本計画(案)について

JR行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 JR行田駅前広場周辺の再整備を推進し、JR行田駅前周辺にふさわしい有効的な土地利用及び交流拠点としての基本的な計画（以下「JR行田駅前周辺基本計画」という。）を検討するため、JR行田駅前広場周辺再整備基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、JR行田駅前周辺基本計画について検討し、市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 各種団体から推薦された者
 - (3) 関係行政機関又は埼玉県の職員
 - (4) 公募の市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、JR行田駅前広場周辺再整備基本計画を策定するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席、資料の提出)

第7条 委員会が特に必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年5月15日から施行する。
- 2 この要綱は、JR行田駅前広場周辺再整備基本計画の策定をもって廃止する。

参考資料3 JR行田駅前広場周辺再整備庁内検討委員会について

◆ 委員名簿

	所 属
委員長	都市整備部長
委員	総合政策部 企画政策課長
	総合政策部 企画政策課政策推進幹
	総合政策部 財政課長
	総合政策部 副参事 (H26.6.1~)
	市民生活部 地域づくり支援課長
	市民生活部 防災安全課長
	市民生活部 市民課長 (H26.9.1~)
	健康福祉部 子育て支援課長 (H26.9.1~)
	環境経済部 商工観光課長
	建設部 道路治水課長
	都市整備部 都市計画課長

◆ 開催概要

開催日等	内 容
平成 25 年 9月13 日	第1回 JR 行田駅前広場周辺再整備庁内検討委員会 ・現状と課題の整理について
平成 26 年 1月30 日	第2回 JR 行田駅前広場周辺再整備庁内検討委員会 ・方針・区域、壱里山公園の取扱いについて
平成 26 年 9月25 日	第3回 JR 行田駅前広場周辺再整備庁内検討委員会 ・対象地域の現況・課題の整理
平成 26 年 12月16 日	第4回 JR 行田駅前広場周辺再整備庁内検討委員会 ・ワークショップの報告 ・まちづくり方針について
平成 26 年 1月14 日	第5回 JR 行田駅前広場周辺再整備計画について ・駅前広場周辺再整備計画について
平成 27 年 2月10 日	第6回 JR 行田駅前広場周辺再整備計画について ・JR行田駅前広場周辺再整備基本計画(素案)について
平成 27 年 3月13 日	第7回 JR 行田駅前広場周辺再整備計画(案)について ・JR行田駅前広場周辺再整備基本計画(案)について

J R 行田駅前広場周辺再整備庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 J R 行田駅前広場周辺再整備（以下「駅前広場周辺再整備」という。）を推進し、庁内における必要な検討、調整等を行うため、J R 行田駅前広場周辺再整備庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、J R 行田駅前広場周辺の土地利用のため、駅前広場周辺再整備の推進に関し、調査・研究及び検討、調整等を行う。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会に委員長を置き、都市整備部長の職にある者を、委員は別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長は、委員会の会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき、又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、平成25年8月1日から駅前広場周辺再整備に係る調査・研究及び検討、調整等が終了するまでとする。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(職務従事の形態)

第7条 委員会の委員は、委員会の職務に従事する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

参考資料 4 JR行田駅前広場周辺まちづくりワークショップについて

◆ 開催概要

開催日等	内 容
平成 26 年 10 月 7 日	第 1 回 JR 行田駅前広場周辺まちづくりワークショップ ・ワークショップの目的と進め方について意識共有 ・対象地区や駅前広場の現況等について意見交換 ・課題と今後の方向性の整理
平成 26 年 10 月 24 日	第 2 回 JR 行田駅前広場周辺まちづくりワークショップ ・駅前広場整備において必要な機能の重要度や配慮すべきことなどについて意見交換 ・駅前広場整備コンセプトの整理
平成 26 年 11 月 14 日	第 3 回 JR 行田駅前広場周辺まちづくりワークショップ ・駅前広場整備イメージ(案)の作成
平成 26 年 11 月 28 日	第 4 回 JR 行田駅前広場周辺まちづくりワークショップ ・駅前広場周辺整備方針(案)を市民提案としてまとめ

◆ JR 行田駅前広場周辺まちづくりワークショップの参加者(第 4 回)



JR行田駅前広場周辺整備計画

ワークショップ 市民提案書



1. はじめに

■ 市民提案の概要

JR行田駅前広場周辺整備計画の策定にあたり、駅利用者や地域住民、地元企業など、地域を利用する人の幅広い意見を計画に反映することを目的に、市民参加型のワークショップを開催しました。本資料は、ワークショップの中で議論された、JR行田駅前広場周辺の整備方針について、市民提案として、取りまとめたものです。

■ ワークショップの方法

ワークショップは、10月～11月の2か月間に計4回開催し、参加者は4班（各班10人～12人）に別れ、各回ごとのテーマに沿って議論しました。

そして、最後の4回目には、JR行田駅前広場周辺の整備について、市民提案（4案）を行いました。

■ ワークショップの参加メンバー

39人

- ・一般公募の市民の方
- ・検討対象地区およびその周辺(太井地区)にお住まいの方
- ・JR行田駅周辺の事業所にお勤めの方
- ・ものつくり大学の学生

他

ワークショップの参加者
(第4回参加者)



2

2. 各回のワークショップの概要

■ ワークショップでの議論（各回の概要と主な意見）

日程	検討内容・テーマ	主な意見
10/7 第1回 参加者 37名	『目的』 駅前広場周辺の現況・課題について意見交換を行い、今後の方向性を整理する 『テーマ』 ①JR行田駅前広場周辺の現状をどう思いますか？ ②これからJR行田駅前広場周辺をどうするといいですか？ 『グループ発表』 グループ毎に、現状の駅前広場周辺地区の問題点・方向性を発表	●対象地区的まちづくりについて (土地利用)商業施設・飲食店・行政施設・文化施設等の整備 (景観)街路樹や緑道ネットワークの整備・保全 (道路)県道行田停車場線の一部歩道整備(市道に移管した上で整備) ●駅前広場周辺について (交通処理機能)歩行者の安全性確保・パリアフリーへの配慮 (駐輪場)利便性向上(狭い、遠い、屋根がない)※立体化も検討 (公共交通)バスの利便性、アクセシビリティ向上、タクシーの利便性向上 (その他)休憩施設、喫煙所の確保
10/24 第2回 参加者 31名	『目的』 駅前広場整備における必要な機能について意見交換を行い、方針を整理する 『テーマ』 ①JR行田駅前広場周辺のコンセプトは？ ②整備や配置を検討する際に配慮すべきことは？ 『グループ発表』 グループ毎に、駅前広場周辺のコンセプト及び配慮して整備していく機能を発表	A班:広域的にみんなが便利！ B班:人にやさしく安全・便利な行田駅 C班:観光都市行田 D班:地域住民にとって使いやすく、来訪者の人が集まる行田駅前広場 ●主な配慮事項についての意見 (基本的な交通処理機能)歩行空間や自家用車スペース等を優先的に整備 (付加的機能)駐輪場・駐車場の整備、EV等お年寄りに配慮 (環境空間機能)複合施設の整備(行政・商業サービス、休憩施設、公園…等)
11/14 第3回 参加者 35名	『目的』 事務局で作成した駅前広場案(4案)をもとに、駅前広場の配置計画を検討し、駅前広場整備イメージ(案)を作成する 『テーマ』 JR行田駅前広場周辺に必要な機能の配置を考えよう！ 『グループ発表』 グループ毎に駅前広場の動線や施設配置の方向性を発表 ⇒事務局提示案のうち、2案に絞り込まれる	A班:デッキ案(動線としては自家用車待機場が広ければ良い) B班:デッキ案(バス・タクシーより自家用車の動線は分離しない) C班:駅東側に車両動線を集約し、県道西側への歩行動線を確保 D班:駅東側に車両動線を集約するとともに、デッキを設置し、県道両側に歩行者動線を確保 ●環境空間機能に関する意見 多機能施設の整備…行政サービス(住民票等、コミュニティセンター、図書館等) 商業サービス(コンビニ、飲食店、居酒屋、土産屋等) 観光案内所、休憩施設、多目的広場、喫煙所等
11/28 第4回 参加者 32名	『目的』 事務局で作成した駅前広場周辺整備方針案(2案)について意見交換を行い、市民提案としてまとめる 『テーマ』 ①デッキ案、②片寄せ案についてご意見をお聞かせ下さい！ 『グループ発表』 グループ毎に、駅前広場周辺整備方針を発表	A班:デッキ案(現況駐車場用地に複合施設の整備、市有地の集約による機能の集積) B班:デッキ案(現況駐車場用地に複合施設の整備、Y字デッキによる県道歩道両側への動線確保) C班:片寄せ+デッキ案(交番を移転し、駅前広場西側に複合施設を整備) D班:片寄せ案(交番を移転し、駅前広場西側及び現況駐車場用地に複合施設を整備)

3

3. JR行田駅周辺の課題と方向性について

■ JR行田駅周辺地区の課題や整備の方向性に対するワークショップでの意見

JR行田駅周辺の問題点や駅前広場等の再整備の方向性を、土地利用や機能・防犯などの様々な方向から議論し、第1回のワークショップのまとめとして発表しました。

これをもとに、第2回以降のワークショップを進め、次頁以降に各班ごとの整備計画(案)を提案しています。

A班	B班	C班	D班
周辺土地利用について ・駅が目的地でない ・商店等の集客施設がないため、使い勝手が悪い ・駐車場が多い	周辺土地利用について ・駐車場がない ・長期間、開発されていない ・駐車場は利用者が少ない 景観について ・JR行田駅から水城公園まで緑道を整備してはどうか	周辺土地利用について ・長年、街並みが変わらない ・清水町側の土地利用と機能分けが必要ではないか ・商業施設が少ない ・駐車場が多く、にぎわいがない ・ゴミが多い 防犯性について ・外灯が暗い	周辺土地利用について ・飲食店が少ない (お酒を飲む場所が少ない) ・コンビニ等の商業施設が少ない ・駅周辺に立ち寄る施設がない

方向性	市有地や駐車場の活用 (交流の場) ・駅直結の複合施設 ・行政施設 ・商業施設 (コンビニより大きい方が良い) ・駅前広場横の民地と市有地を入れ替えた方が良い	市有地や駐車場の活用 ・利用者が少ない駐車場を活用 ・文化施設の整備 景観形成 ・観光地としての機能強化 ・緑道ネットワークを形成 県道行田停車場線の整備 ・歩道の拡幅 ・市道に移管した上で整備	市有地や駐車場の活用 ・近隣市町(清水町等)との機能分担 ・行政施設、図書館等 ・商業施設 (コンビニ(ATM)、スーパー等) 景観形成 ・植樹帯の整備、維持管理 県道行田停車場線の整備 ・歩道の拡幅
-----	---	---	--

4

4. 市民提案による駅前広場周辺の整備計画①

A班

基本コンセプト 広域的にみんなが便利！



5

4. 市民提案による駅前広場周辺の整備計画②

B班

基本コンセプト 人にやさしく安全・便利な行田駅



6

C班

4. 市民提案による駅前広場周辺の整備計画③

基本コンセプト 観光都市行田

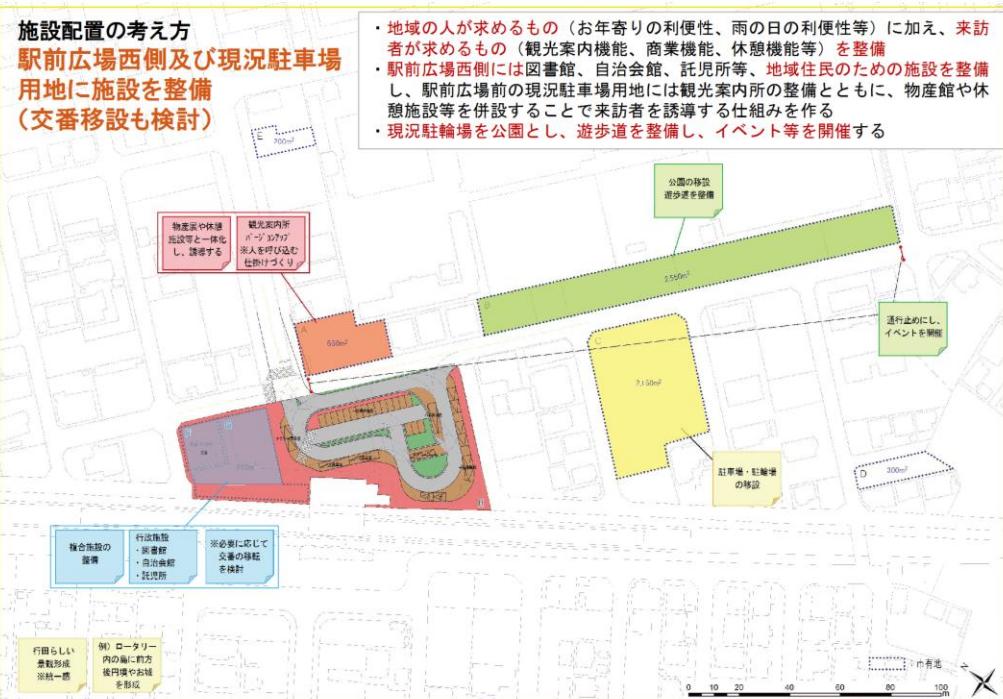


7

D班

4. 市民提案による駅前広場周辺の整備計画④

基本コンセプト 地域住民にとって使いやすく、来訪者の人が集まる行田駅前広場



8

参考資料5 用語の解説

あ行

アクセス

目的地への連絡のための交通手段や道路のこと。

駅前広場計画指針 新しい駅前広場の考え方

駅前広場の計画における、駅前広場計画のあり方、機能、面積及び配置の考え方方が示された最新の指針。

オープンスペース

災害発生時に、避難場所や防災関係機関の人命救助等緊急対策の基地として利用されるスペース。

か行

カラー舗装

道路の危険箇所に着色することで、注意喚起する安全対策の手法。

緩衝緑地

工業団地と住宅・商業地域などを空間分離、遮断するために設置される緑地。

基盤整備

生活などの暮らしに必要な施設（道路・鉄道等基幹交通施設、上下水道、電気・ガス等エネルギー関連施設、ゴミ・汚水等処理施設など）について整備すること。

行田市景観計画

景観に対する基本的な考え方を定め、行田らしさ個性あふれる都市景観を創出するために策定された計画。（平成11年3月）

ぎょうだな そうしうつきほんけいかく 行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画

都市計画マスタープランをまち並みや景観的な観点から具現化するとともに、個性的で豊かなまちづくりの実現に向け、行田らしい魅力あるまち並みの形成とにぎわい創出を図るため策定された計画。（平成 26 年 3 月）

きょうどう 協働

複数の主体が目的や目標を共有し、その目標達成に向けて、それぞれの自主性・自立性の下に相互に補完し協力し合うこと。

けんちくきょうてい 建築協定

建築基準法に基づき、良好な住環境の形成を図るため、地権者などが一定の区域内の建築物の敷地の規模や用途、意匠などに関して定めた私法上の協定のこと。

こうせつみんえいほうしき 公設民営方式

国や地方公共団体が施設を設置し、その施設運営を民間の企業や団体が行うこと。

こうつうけっせつてん きのう 交通結節点（機能）

複数あるいは異なる交通手段の接続が行われる場所であり、交通機関相互の乗り換え機能のほか、拠点機能、交流機能、景観機能、サービス機能などを担う。

コミュニティ

一定の地域に居住し、互いに同じ集団に所属するという意識を持つ人々の集団、地域社会、共同体のこと。

さ行

しがいかくいき 市街化区域

都市計画法に定める都市計画区域のうち、既に市街地を形成している区域及び今後優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のこと。

じしゅじょうれい 自主条例

市町村が法律で定めていない制限、または法律で定める制限よりも厳しい制限を行うために制定する条例。

していかんりしゃせいで 指定管理者制度

公の施設の管理者について、「地方公共団体が出資している法人、公共団体、公共的団体」といった条件が撤廃され、地方公共団体の指定する者(指定管理者)が管理を代行する制度。

しにんせい 視認性

目で見たときの確認のしやすさ。デザインや人間工学の分野において、背景に対し色や形が際立っていたり、文字が大きくて分かりやすい度合い。

しみんかつどうじょせいせいで 市民活動助成制度

行田市市民活動やる気応援助成金や県のNPO活動助成制度など、自主的な市民活動を支援する助成制度。

しゃかいしほんせいびそうごうこうふきんじぎょう 社会資本整備総合交付金事業

地域の実情に応じた重点的取組を、国が総合的・一体的に支援する交付金。個別事業ごとの補助金と異なり、自由度が高く、創意工夫が活かせるもの。

しゅうけい 修景

都市計画や道路計画などで、まち並みとの調和を図り、自然の美しさを損なわないように風景を整備すること。

ストリートファニチャー

街路や広場などに置かれるベンチ、案内板、水飲み場などの屋外装置物の総称。

せいかつりべんきのう 生活利便機能

生活に必要な諸々の施設のこと。

(銀行、郵便局、スーパーマーケット、商店、飲食店、コンビニエンスストアなど)

た行

第5次行田市総合振興計画

市における最上位計画であり、都市計画のみならず、福祉・教育・子育て環境など、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画。（平成 23 年 7 月）

地区計画

一体のまとまりのある区域について、良好な市街地環境を形成又は保持するため、用途地域で定められている建築のルールを更に規制又は緩和することにより、地域の実情に応じたルールを定めることができる制度のこと。

低・未利用地

周辺地域の土地利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、整備水準、管理状況など）が低い用地や長期にわたり利用されていない未利用地のこと。

動線

人や物が移動する際の経路や方向。

都市計画決定

都市計画法に基づき、土地利用（土地の用途など）、都市施設（道路、公園、上下水道など）、計画的な市街地形成などについて計画を定めること。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 の規定により、市町村が定めることとされている「都市計画に関する基本的な方針」のこと。

都市景観

公共的空間と建物などが一体となった良質で優れた景観。

**とちくかくせいりじぎょう
土地区画整理事業**

土地区画整理法に基づき、宅地の形状を整え、道路や公園などの都市基盤を整備していく事業のこと。

**とちりようてんかん
土地利用転換**

土地利用が住宅地から商業地に変わることなど、用途が変わること。

**とちりようこうどう
土地利用の高度化**

道路などの公共施設の整備水準が一定以上の土地について、良好な市街地環境を形成し、土地を効率的に利用すること。

な行

ネットワーク

鉄道・バスなどの公共交通網や道路網など、複数の地点間を結んだ交通網のこと。

は行

パーク&ライド

自宅から自家用車で最寄りの駅またはバス停まで行き、車を駐車させた後、鉄道やバスなどの公共交通機関を利用すること。

ま行

**まちづくり人口
じんこう**

定住人口（居住者・居住人口）と交流人口（その地域を訪れる（交流する）人）を合わせた人口のこと。

第1章
はじめに

第2章
対象地区の概況

第3章
対象地区における
まちづくりの課題

第4章
対象地区のまち
づくりに向けた方針

第5章
対象地区の
再整備計画

第6章
事業推進に向けて

や行

ユニバーサルデザイン

年齢の違いや障がいの有無などに関わらず、すべての人が快適に利用できるように、製品や建造物、生活空間などを設計・計画すること。

ようとちいき 用途地域

都市計画法における地域地区の一つであり、土地の合理的な利用を図るため、住宅地、商業地、工業地などの種類に区分し、建築物の用途や容積率、建ぺい率など土地利用を定めるもの。

ら行

リーディングプロジェクト

事業全体を進める上で核となり、先導的な役割を果たすプロジェクトのこと。

アルファベット

NPO(Non Profit Organization)

非営利活動団体（公益的な活動を自発的に行う民間団体）のこと。

PFI(Private Finance Initiative)

公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。